

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上 の者）	所定 労働 時間	延長することができる時間			期間	
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）			
					1ヶ月（毎月 日）	1年（ 月 日）		
①下記②に該当しない労働者	臨時の受注増等の為		時間	時間	45時間	360時間	平成 年	
	毎月の清算事務等の為		時間	時間	45時間	360時間	月 日から	
							平成 年	
							月 日まで	
②1年単位の變形労働時間制により労働する労働者					42時間	320時間		
					42時間	320時間		
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 （満18歳以上 の者）	所定 休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間	
臨時の受注増等の為						土曜、		法定休日については、1ヶ月に2日を限度
毎月の清算事務等の為				日曜、	とする（午前9：00～午後6：00）		月 日から	
				祝日			平成 年	
				その他			月 日まで	

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法（ 挙手による信任 ）

年 月 日

使用者
代表取締役

印

労働基準監督署長殿

※一定期間についての延長時間は1箇月45時間とする。ただし、顧客からの特別な要請、受注内容の変更もしくは臨時の受注等により納期が集中、ひっ迫したとき、または機械の故障、コンピューターの不調、得意先の倒産その他特別の事情により、労働時間の大幅な延長が必要なときは、事前に通知の上、1箇月 時間までこれを延長することができる。この場合、1箇月の労働時間の延長時間をさらに延長することができる回数は、年6回までとし、年間では最高 時間まで延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合または1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。